議案第６６号

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年条例第３号）第４条の規定により指定管理者の候補者を選定したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 ４ 年１２月 ６ 日提出

七飯町長　杉　原　　太

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置

（１）施設の名称　　屋内ゲートボール場すずらんコート

施設の位置　　亀田郡七飯町本町２丁目９６番地１

（２）施設の名称　　屋内ゲートボール場ひまわりコート

施設の位置　　亀田郡七飯町字大川３８７番地１

２　指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者氏名

住　　所

名　　称　　すずらんコート利用者の会

代表者氏名

３　管理を行わせる期間

令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで